〇貸付対象者の制限

資金を貸し付ける場合、次に掲げる者は貸付対象としないこと。

①　母子父子寡婦福祉資金の償還金の支払いを滞納している者

②　県税の支払いを滞納している者

③　前年の収入額が(1 月から 6 月の申請にあっては前々年収入額)が、日本政策金融公庫 の定める教育ローン融資の収入(事業所得者においては所得)制限限度額(下表に定める 額)を超える者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子どもの人数 | 給与所得者（収入額） | 事業所得者（所得額） |
| １人 | 7,900,000円 | 6,000,000円 |
| ２人 | 8,900,000円 | 6,900,000円 |
| ３人 | 9,900,000円 | 7,900,000円 |
| ４人 | 10,900,000円 | 8,900,000円 |
| ５人 | 11,900,000円 | 9,900,000円 |

④　過去に母子父子寡婦福祉資金の借用を受けたことによる債務について、破産法に定める免責により返済の責任を免れたもの ※ 子どもの人数は扶養している申請者の子の人数である。（税法上の扶養控除の人数） 寡婦の場合において、子どもが就職→退職→就学となる場合、所得課税証明の扶養に上 がらないこともあり、その場合は現に扶養している子の人数とする。 ※２ 同一生計内に給与所得者と事業所得者がいる場合は、どちらも所得額で合算して計 算すること。